

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月23日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第13号

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学情報公開規程（16 経教規程第73号）の一部を次のように改正する。

第3条中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改める。

第4条を次のように改める。

（情報公開・個人情報保護委員会）

第4条 本学に、東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、法人文書の管理に係る重要事項及び学長が定める法人文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）の審査基準に基づく開示等の決定に係る事項その他必要な事項を審議する。

3 委員会について必要な事項は、細則で別に定める。

第7条中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改める。

附 則（17 経教 規程第13号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。